

平成22年第8回にかほ市議会定例会会議録（第4号）

1、本日の出席議員（ 20 名 ）

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐々木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐々木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	18 番	佐 藤 元
19 番	齋 藤 修 市	20 番	佐 藤 文 昭

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 細 矢 宗 良 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之
副 主 幹 佐々木 孝 人

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	齋 藤 隆 一
市民福祉部長	木 内 利 雄	産 業 建 設 部 長	佐 藤 家 一
教 育 次 長	佐 藤 知 公	ガ ス 水 道 局 長	阿 部 誠 一
消 防 長	下 居 和 夫	会 計 管 理 者	森 鉄 也
総務部総務課長	阿 部 均	企 画 情 報 課 長	齋 藤 均
財 政 課 長	須 藤 金 悦	象 潟 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長	齋 藤 正 司
仁賀保市民サービスセンター長	伊 藤 秀 一	金 浦 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長	佐々木 悦 子
子育て長寿支援課長	齋 藤 美 枝 子	農 林 水 産 課 長	金 子 勇 一 郎
商 工 課 長	森 孝 良	観 光 課 長	武 藤 一 男
建 設 課 長	佐 藤 正	白 瀬 南 極 探 検 隊 記 念 館 長	北 村 正
消防本部消防次長 兼 総 務 課 長	阿 曾 時 秀		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第4号

平成22年12月16日（木曜日）午前10時開議

- 第1 報告第 7号 にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告について
- 第2 議案第 88号 にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第 89号 にかほ市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第 90号 にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第 91号 あらたに生じた土地の確認について
- 第6 議案第 92号 あらたに生じた土地の確認について
- 第7 議案第 93号 字の区域の変更について
- 第8 議案第 94号 字の区域の変更について
- 第9 議案第 95号 損害賠償の額を定めることについて
- 第10 議案第 96号 損害賠償の額を定めることについて
- 第11 議案第 97号 平成22年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）について
- 第12 議案第 98号 平成22年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）について
- 第13 議案第 99号 平成22年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）について
- 第14 議案第100号 平成22年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
- 第15 議案第101号 平成22年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第16 議案第102号 平成22年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第17 議案第103号 平成22年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）について
- 第18 議案第104号 平成22年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第19 一般会計予算特別委員会の設置
- 第20 議案及び請願・陳情の付託
- 第21 請願の紹介

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、報告第 7 号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についての 1 件、日程第 2、議案第 88 号にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定についてから日程第 18、議案第 104 号平成 22 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 2 号）についてまでの 17 件、計 18 件を一括議題とします。

これから質疑を行います。質疑には、自己の思いや意見を入れないようにしてください。

なお、発言は自席で行ってください。

始めに、報告第 7 号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。始めに 5 番竹内賢議員。

●5 番（竹内賢君） 報告第 7 号について 2 点質問いたします。

最初に、株主総会で出された主な意見について、どのような内容だったのか、あわせて現在の株主の氏名を伺います。

2 点目は、第 18 期ねむの丘事業部事業計画では、5 ヶ年計画を策定し、将来の高速道路開通に対応した戦略・戦術を立案し実施するとあります。さらに、設備修繕の計画を策定し、平成 22 年度から実施していくとあります。どのように進んでいるのか伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） そうすれば、最初に株主総会での主な意見、現在の株主の氏名についてお答えします。

質問については、答弁は省略しますが、質問の内容だけ申し上げます。

1 点目には、ねむの丘の振込手数料が増加している要因は何か。2 点目が、両事業部の従業員数の差が 10 名程度あるにもかかわらず、売り上げや利益に対し人件費比率に違いが大きいのはなぜか。それから 3 点目が 8,300 万円余りの普通預金を定額預金運用できないのかという意見が出されております。

次に、現在の株主の氏名でございます。出資については、にかほ市が 100%の出資であります。持株数については 400 株で出資金 2,000 万円となっております。

2 点目のねむの丘の 5 ヶ年計画、設備修繕計画の進捗状況についてであります。ねむの丘において株式会社移行前である第 18 期の事業計画において、中・長期戦略として、一つには営業への人員配置を拡充し、企画・活動・分析が常時できる体制を整え、営業展開のエリアを見直していくとしています。二つには、リピーターの獲得に向け、新たな商品、食事メニューの開発を手がけますと。特に地場産品を活用することで地域特性もあわせてアピールしていきますということです。三つには、志向と目新しさの両方を追求するレイアウトと品揃え、陳列の工夫などにより健全経営に努めてまいりますとしています。これらの戦略については、株式会社移行後の 5 ヶ年の収支計画へも反映させております。また、第 18 期の決算においても計画はクリアいたしております。

また、修繕計画であります。建物の立地条件と伴いまして温泉施設を有することから、毎年修

繕を要する箇所が出てまいります。このことは道の駅という施設の性質から、休業をして一度に修繕するということなことが難しい施設であることから、躯体建設の設計事業者から現況診断をやっていただき、緊急性・重要性などを検討し、営業に支障にならない範囲で毎年修繕事項を洗い出しして実施しているところであります。一応修繕箇所については、実施計画にも掲載いたしております。ただ、先ほど申し上げましたが、立地条件が潮風が当たる場所であるとともに、温泉成分によるその影響もあります。このことから、計画どおりにいかないことも御理解いただきたいと思います。ちなみに平成22年度においては4階浴室のトップライト、鉄骨塗装や屋上の鉄骨補修、温室浴槽熱交換機等を修繕いたしております。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 暫時休憩します。

午前10時07分 休 憩

午前10時08分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 会議を再開します。

5 番竹内賢議員。

●5 番（竹内賢君） 御説明をいただきましたが、一つはですね、株主の氏名と言いましたから、にかほ市が株主で2,000万円というのは承知しています。取締役会ですか、これは10名以内って確かだったと思うんですけども、去年の段階では8名でした。10名にするかしないか、あるいは出資金についても他のほうからも求めていくというような話も確かにあったと思うんです。それらについての検討はされていないのかどうか。

それから、二つ目のねむの丘の関係では、将来の高速道路開通に対応した戦略・戦術を立案して——1年しかなくていいわけですけども、具体的に5ヵ年計画を立てると、そういうふうにしてなっていますので、じゃあ今の例えば企画とか、あるいは宣伝とか、そういう方向に人員を重点的に振り向けてと、分かりますけれども、具体的にこの5ヵ年計画を策定するに当たっての作業というか、そういうものがどういうふうにして進んでいるのかであります。

それから、三つ目は修繕の関係です。あそこの何ていうんですか——売り場の後ろのほうの、後ろって隣のほうの——ラウンドビジョンですか、ああいうところについて、どういう方向性を持っていくのかということは検討をされないんですか、あるいは計画的にそこをどうするかというような話し合い等はないんですか。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 私のほうから取締役の状況についてお答えいたします。先ほど8名と言っておりますけれども、現在は10名になっております。

以下については、観光課長のほうから答弁いたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、観光課長。

●観光課長（武藤一男君） 出資金を他から求めるということですけども、今の段階では市が

100%でございますけれども、その辺のところ、話し合いの中ではまず検討していきましょうという中で終わっております。

それから、戦略を立てるということで作業はどうなっているかということですが、まず5ヵ年計画を収支決算を立てております。まず、収入においても計画からいって1.4%の増、支出も計画からいって0.8%の減ということで第18期は終えています。この戦略の立て方なんですけれども、やはり高速道路が平成27年という見通しのようなんですけれども、職員方と、それから株主の方の話ですけども、やはり戦略の立て方として、例えば看板とか環境整備とか、そういうものの必要性は話し合っておりますが、実際にどのようにするというのはまだはっきりしておりません。

それから、ラウンドビジョンの方向性ですけども、今、ラウンドビジョン、テレビ、みな地デジタイプでございませぬ。県の観光課といろいろ話しているんですけども、償還も終わってしまして、あそこの利活用について今検討中です。方向性とすれば、県の考え方は、やはりその情報の発信基地として機能があれば改築的なものについても協議があれば相談に乗りますと。計画的な図面があれば、その上でもう一回相談することにしております。

●議長（佐藤文昭君） 5番竹内賢議員。

●5番（竹内賢君） 現状については分かりましたが、例えば日沿道の高速道路開通に対応した戦略・戦術ですから、今のような内容じゃなくて、もっとやっぱり根本的な計画というものが策定することを私たちはこういうふうにして事業計画を見て思ったんですが、そうじゃなくて、何ていうか毎年毎年のようなそういう5ヵ年計画ということは、立てることは考えていないんですか。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） この前の一般質問でもお答えをしましたが、高速道路については新たな戦略、新たな顔という形のを整備していくことが必要だろうというお話をさせていただきました。この株式会社の運営の5ヵ年計画についても、そうしたことと連動してきますので、今は具体的にその高速道路の開通に向けた形のは具体的にお示しをすることはできませんけれども、これから検討を進める新しい顔と連動しながら新たな5ヵ年計画をつくっていきたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 次に、17番池田好隆議員。

●17番（池田好隆君） 報告第7号について御質問いたします。

ただいまの竹内議員の質問と重複する点もあるかと思えます。全く重複する点は答弁を差し控えても結構でございます。

はまなす、ねむの丘の計画といいますか会社の経営状況が示されたわけでございますけれども、減価償却は部分的にありますけれども、それぞれの施設についての本体の減価償却、これはないわけでございます。そのために黒字決算と、それだけではないでしょうけれども黒字決算となっているわけでございます。決算書によりますと、利益剰余金、はまなすについて3,000万円、それからねむの丘について2,900万円、こういうふうになっております。

そこで3点ばかりお伺いいたします。5ヵ年計画があるわけですが、とりあえず3ヵ年というふうに切って御質問したいと思います。先ほどもちょっと話ありましたが、第1点は両施設の改修計

画、大きな改修という意味ですが、改修計画、あるいは屋外の敷地も相当広いわけで、その辺の施設環境整備計画、これはたまたま計画の中にも「施設環境整備計画」、こういうふうな言葉もありますので、その辺のことも構想といいますか計画がありましたらお尋ねしたいというのが第1点でございます。

それから第2点、平成21年度決算で基金として象潟観光振興施設整備基金、これは100%ねむの丘なのかどうか、その辺ちょっと私も疑問があるんですが、大体はねむの丘でないかなと、こういうふうに承知しております。この基金が6,604万5,000円、それからはまなすの関係が1億9,147万円となっています。それで基金の使途、これは当然両施設の施設整備に使うということだと思いますけれども、この基金の使途みたいなもの、それと、この基金造成の目標額、これをどのぐらいの形に設定するのかなということを第2点目としてお伺いいたします。

第3点、これはいろいろお話がありました。市長からも答弁ありました。私の聞きたいのは、象潟インターチェンジ、これが平成27年ごろオープン、事業は大体平成26年の秋口にできるのではないかと、こういうふうな話があります。その時点では、当然岩城、西目の例にあるように、国道7号の交通量は激減する、間違いなく交通量は半分以上は減ると、こういうふうな例もあるわけでございます。それで私は、それまでまだ時間あるよというふうな言い方もあるかもしれませんが、私は必ずしも、そんなに時間があるとは。というのは、はまなすだけ、道の駅だけで解決できないような問題もありそうな気がするわけで、そういったことから、この知恵の出し合いといいますか、そういうふうなこの対策、あるいは検討、これは急ぐ必要があるのではないかなというふうなことです。市長からの答弁があって大体は理解しましたが、いつごろから検討を始めるのかなというふうなことを3点目としてお伺いいたしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） それでは、施設整備全体の構想はあるかということですが、今のところは実施計画にも掲載しておりますけれども、隔年のそれぞれその緊急を要する箇所の修繕であります。全体構想については、先ほど市長も申しあげましたけれども、ねむの丘等について新たな市の顔となり得るような整備を図っていかねばならないと申し上げております。このことから、それらも含めて全体構想への反映をさせていきたいと思っております。

次に、基金の使途と目標額であります。両基金とも施設の整備等に必要な財源の確保と将来にわたる良好な施設運営を目的に設置されておる基金でございます。これまでもそうでありまして、今後についても市が実施する必要な改修等の原資として活用してまいりたいと思っております。

基本造成の目標額については、あらかじめ設定はいたしておりません。今後予想される大規模な改修等に対応できるように、今後も継続して積み立てを行ってまいりたいと思っております。

それから、ねむの丘施設運営の対策はいつごろから検討するかについてであります。現段階では建物の規模を決めるなど具体的な検討には入っておりません。ただし、観光物産施設としてにぎわいのある施設、あるいは当市と同じような課題で対策を立てている類似の施設などを絞り込みまして、現在視察研修を行っているところであります。これらを参考に、来年度から施設の規模、あるいは運営方法などについて具体的な検討作業に入りたいと考えております。いずれ自動車道を下り

てまで利用する価値があると皆さんから思われるような施設で、本市の観光にも寄与できる施設でなければならないと考えておりますので、次年度からそこら辺を考慮した具体的な検討に入りたいと思います。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 17番池田好隆議員。

●17番（池田好隆君） 1点だけお伺いいたします。この基金造成ですが、当然施設の改修、こういった必要が出てきた場合は、この基金を取り崩してその財源に充てると、これは当然だと思いますけれども、この基金造成の一つのねらいといいますか目標額は、現在ある両施設の改修といいますか予想される改修、この辺あたりの限度にとどめるといふぐらいの考え方なのかなというふうな感じもしますが、例えば新たなものが環境整備に出てきたと、その辺あたりまで求めるものではないというふうに理解してもよろしいのでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 基金については、先ほど産業建設部長がお答えしたとおりです。上限は設けておりません。それぞれの施設からの利用料、例えばねむの丘については、今、ねむの丘本体から年間1,200万円、それから物産のほうからは年間六百数十万円入ってきますけれども、これらはすべてその基金のほうに積み立てしていると。これは将来的な維持補修に係る経費として積み立てをしております。

それから、はまなすについては、旧金浦町時代から積み立てた基金を引き継いで、そして維持管理に必要なものはそこから基金として財源に出してきましたけれども、年間360万円使用料をいただいておりますが、これも基金のほうに入れる、そういう形で基金造成をしております。

【17番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（佐藤文昭君） 次に、2番鈴木敏男議員。

●2番（鈴木敏男君） おはようございます。私のほうからは3点ばかり質問をさせていただきます。

私初めて当にかほ市観光開発株式会社の内容を拝見させていただきました。市長の市政報告では、社会経済情勢からして、いずれの会社も入館者が減少したというふうな報告でございましたけれども、第18期では約1,600万円ほどの純利益として計上をされてございます。これは関係者の努力の賜物と深く敬意を申し上げます。

さて、私は冒頭申しましたように、初めてこの会社の経営状況を拝見させていただきましたし、それから正直なところ、規約・規制等々も拝見してございませんので、詳細については把握できませんでしたが、示されました貸借対照表、あるいは損益計算書を拝見いたしましたので、それらから幾つかの質問をさせていただきます。

まずその第1点でございますが、貸借対照表を拝見しますと、買掛金、あるいは未払金が、特にねむの丘の場合は買掛金で2,100万円余り、未払金で2,300万円ほどあるわけでございますが、ちょっと多いなというふうにはじめ驚いた次第でございますが、先般の議案の説明の中で、月の締め切り、そして支払いの時期等々の説明がございましたので一応は理解はしましたけれども、ただやはり決算期においては努めてこの金額を減らすということは企業であれば重要なことだろうという

ふうに思いますので、この点は指摘させていただきたいと思います。

質問でございますが、規約ではこの二つの施設の現金の保有高、これは多分決めているんだろうと思いますけれども、この表から見ますと、決算時点で約 208 万円から、それからねむの丘の場合は約 436 万円ということで、この保有が少し気になりました。当市ではございませんけれども、昨今この現金による不祥事というものが県内で発生しておるわけでございますし、それから、こういうサービス業だとしますと、お客さんとかかわりも遅いということから、こういう手持ちの額になっているんだとは思いますが、しからば当日の締めたこの現金の管理がどのようにされているのか始めにお伺いいたします。

それから、2 点目でございますが、これは前の池田議員の話にもちょっとかわりあると思えますけれども、当社は建物が保有はされていないような状況にはなっています。したがって、この決算表には減価償却費は当然入っていないだろうと思えます。したがって、もしこの建物の減価償却費、これは第 18 期の減価償却費、そして未償却残高、これがもし計算されておりましたら伺いたいというふうに思います。

それから 3 点目でございますが、この表を見ますと、有形固定資産の減価償却の方法が、平成 10 年以前は定率法で、これは建物のようなのですが、その後は定額法で処理されているというふうに記されてございます。御案内のように償却につきましては、定率法と定額法の二つの選択ができるということになってございますけれども、平成 10 年以前は定率法で、その後は定額法で処理されているというこの理由を伺います。

最後に、この第 19 期の計画の中の保養センターはまなすのほうでございますが、正社員、または準社員への登用というのがございますけれども、その辺を説明願えればありがたいというふうに思います。以上で終わります。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 最初に、当日締め後の現金の管理についてであります。一応現金管理については、毎朝定額のつり銭を用意いたします。営業終了後、売り上げを加算いたしまして再確認した後一括して金庫保管いたします。翌朝には、再度その、今日必要なつり銭を用意した後に銀行さんがその施設にまいりまして受け取りに来ると。要は普通預金に回すということになっております。

次の償却額と未償却残高についてであります。はまなす、ねむの丘の建物については市の所有でございますが、会社の経理には入ってきません。ただし、貸借対照表にございますはまなす事業部に資産が計上されております。これについては会社のほうで平成 19 年 12 月に喫煙室を 96 万 3,900 円で取得しております。このことから現在の第 18 期の決算では残額 57 万 3,362 円が計上されております。なお、第 18 期の期内の償却額については 13 万 7,837 円が償却されております。償却方法が変わったというのは、平成 10 年のときに法改正があったことから建物については定額法のみとなったものでございます。

それから、社員への登用、準社員への登用状況、経緯等でございます。現在、厨房の正社員は料理長 1 名のみで、その部下として準社員が 1 名、調理場に配置されております。当然に料理長不在

のときには調理のほか料理長代理として献立作成、食材・販売業者との折衝等がありまして、正社員と同等の業務が必要となります。これまでの実績、今後へのモチベーションの維持のため、この準社員を正社員として登用を予定しているものでございます。

また、施設業務においても準社員の方が退職されております。このことから、業務量が増し、そしてその安全管理者講習の受講等も求められて、責任も付随して求められている状況にあります。これについても、これまでの実績等を考慮し、1名の方を準社員として登用を行う予定としております。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 2番鈴木敏男議員。

●2番（鈴木敏男君） ただいま現金の扱いにつきましては話を伺いましたけれども、そうすれば、その現金が翌日までこの施設に保管されているというふうな状況なわけですね。ですから、人の数もあるんでしょうけれども、なかなかその対応しきれないという部分もあるんでしょうけれども、本来であればできるだけ施設に置かないほうが、これが無難だと思いますけれども、今の金融機関のほうに貸し金庫なんかもあるはずでありますので、できるだけ施設のほうには現金を置かないような、そういう手だてを講じるべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、この建物の償却についてはよく分かりましたけれども、市のほうの保有だから減価償却費は計算していないというようなことになるんですね。この辺ひとつ確認したいと思います。

それから、このはまなすのほうの社員への登用ということですが、これは採用でなくて登用ということで間違いありませんね。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 最初に、施設での現金保管についてでありますけれども、夜間金庫等のその何ていいますか取り扱える時間等も考慮しながら各施設とも協議してまいります。

それから、建物の償却なんですけれども、当然その市の所有については、こういう庁舎も含めて減価償却はいたしております。

それから、職員の登用か採用かということなんですけれども、現職場にいる中から何といいますか昇格といいますかそういうことで、その職に登用をするということでもあります。

【2番（鈴木敏男君）「分かりました」と呼ぶ】

●議長（佐藤文昭君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで報告第7号の質疑を終わります。

次に、議案第88号にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第88号の質疑を終わります。

次に、議案第89号にかほ市消防手数料条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。12番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） この議案の改正された一覧表をいただきましたけれども、改正後の手数料はほとんど減額ということですので、流れからいけば増額もあるのかなと思いましたが、そうでないので、この減額をしていくにはそれなりの法改正の根拠があるかと思うので、その根源となったところについて一つ目伺います。

二つ目は、今回の条例改正で市内で該当するものがあるのかどうか、この2点についてお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、消防長。

●消防長（下居和夫君） 一つ目の御質問の制令の一部が改正されたのはどうしてかという御質問でありますけれども、今般の制令の改正は、容量 500 キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所の設置許可等による審査事務の効率化が図られたことにより手数料が引き下げられたものでございます。このような大規模な屋外タンクを管内に持っている消防本部では、危険物保安技術協会に審査の事務を委託しております。この危険物保安技術協会が人員配置や組織業務全体の見直し、合理化・効率化を図ったということだそうでございます。それによりまして制令改正が行われ、約 9%ぐらい値が下がったということでございます。

それから、二つ目の御質問であります、にかほ市管内に該当する施設はございません。以上であります。

【12 番（村上次郎君） 「いいです」と呼ぶ】

●議長（佐藤文昭君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第 89 号の質疑を終わります。

次に、議案第 90 号にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてから議案第 94 号字の区域の変更についてまで、計 5 件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第 90 号から議案第 94 号までの質疑を終わります。

次に、議案第 95 号損害賠償の額を定めることについての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので順次発言を許します。始めに 12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） この損害賠償の額の関連では、市の管理の立木が民家の屋根にかぶさって被害を受けたということなんです、普通であれば危険を予知して市のほうに何とかしてもらえないとか、そういうことがあることもある、まれには突然事故になるというふうな両面考えられるわけなんです、今回の場合、民家からの要請、あるいは注意をしてほしいなどのことがあったかどうかと。

それと、今回このことがあったために見直しした部分があるかもしれないと思いますので、もしそういうところがあるかどうか、あるいはそういう調査をしたものかどうか、その二つについてお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤隆一君） お答えをいたします。今回の事案につきましては、相手の方から松の枝がおおいかぶさっているという報告や注意、あるいは伐採などの要請は事前にはありませんでした。被害の報告があって初めて状況が分かった次第でございます。被害の発生状況につきましては、相手の方からは、屋根におおいかぶさった松の木が風で揺れ、ある程度の時間をかけて屋根瓦が引きずられて損傷し雨漏りが発生したとの説明を受けております。このため今回の損害賠償には過失割合が生じております。時間の経過に伴って拡大した被害については、被害者にも責任の一端があり、過失が発生するという、こういう考え方によるものでございます。過去の判例から市の過失割合は8割という認定でありましたので、議案の損害賠償の額も8割相当額としております。相手の方からもこの割合での示談の内諾をいただいているところでございます。

なお、被害の原因となった松の木については、被害報告を受けて直ちに枝を落としまして、相手方の生活の安全・安心を図ったところでございます。その後、将来において相手方の生活の支障になると思われる松の木9本を伐採処理したところでございます。

今回の事案のような箇所はほかにはないのか、調査状況はどうなっているかということでございますが、市が管理すべき山林、あるいは樹木について、将来的に危険が予想されるものを3ヵ所ほど確認いたしております。これらについては危険度を判断の上、予算を計上して、年次計画で伐採を進めているところでございます。そのほか緊急対応が必要な場合には、その都度伐採等の処理を行っております。今後は市民の皆さんの情報や自治会などからの情報も活用しながら、職員による現地調査を密にしながら状況把握に努めまして、このような事故が発生しないようにしてまいりたいと思います。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 最後の件ですが、3ヵ所ほど確認しているが、これは年次計画で考えて必要に応じて対処するということのようなのですが、その中には急ぐものはないのかとか、年次計画という何年も先というふうについて考えるものですか、その必要の度合い、それについてお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤隆一君） 今現在すぐ相手の方に危険を及ぼすというような場所は今のところはないでございます。

【12番（村上次郎君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（佐藤文昭君） 次に、2番鈴木敏男議員。

●2番（鈴木敏男君） ただいまの説明でかなり分かった部分がございますが、私の質疑の通告書の中に、10月24日、この当日の天気は被害を及ぼすような天気ではなかったというふうに書いてございますが、そうすれば、これは当日こういうふうな状況に至ったということではなかった、つまり相手方から来られたのがこの日であったというふうに解釈してよろしいんですね。それで分かりましたが、私もあの現場に一応行ってみました。ちょうど、この被害に遭われた方と、それから市で管理をされている緑地、この間にこの松の木が生がっていて、それが被害を及ぼしたように私拝見してきました。確かに伐採した跡がありましたので、なるほどこうだなということで確認を

してきましたけれども、ただ、あそこがのりになっていまして、かなり――。

●議長（佐藤文昭君） 暫時休憩します。

午前10時45分 休 憩

午前10時45分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 会議を再開します。

●2番（鈴木敏男君） あそこ、傾斜が急になって、のり面が急傾斜になっていまして、逆に言う
とあの松の木で傾斜を、決壊を防いでいるのかなというような、そういう見方をしてきましたけれ
ども、さきに齋藤議員が一般質問の中で土砂崩れや地すべりによって生活環境が破壊されるような
危険箇所はないのかというようなことで質問の中で、市内には60カ所ほどあるというような答弁が
確かにあったはずですが、あの場所はこの危険箇所には入っていませんか。

●議長（佐藤文昭君） 暫時休憩します。

午前10時46分 休 憩

午前10時46分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 会議を再開します。

●2番（鈴木敏男君） それでは、対応されたというようなことでしたが、あそこの現場に
立ちますと、実はもう一本枝が伸びていまして、もう1メートルぐらいするとこの被害者宅に届く
ような状態になっていましたけれども、あの対応は考えておりませんか。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤隆一君） それでは質問にお答えをいたします。事故のこの日付でございますが、
ある程度時間をかけて屋根が損傷して雨漏りが発生したということでございますので、このため議
案の事故対応には被害を受けた期日を報告したものでございますので、何とか御理解をいただき
たいと思います。

それから、あののり面は急傾斜地等の指定は受けておりません。もし今後、あの松を伐採したこ
とによって何らかの危険が民家等に及ぶというような状況になれば、それなりに対応してまいり
たいと思います。

それから、その残っている松の木については、まだ私自身は確認はしておりませんが、被害者な
いしはその隣接している民家の方から要望があれば、いつでも対応したいと思います。以上です。

●議長（佐藤文昭君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第95号の質疑を終わります。

次に、議案第96号損害賠償の額を定めることについての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。17番池田好隆議員。

●17番（池田好隆君） 議案第96号損害賠償の額を定めることについてでございますが、近年この種の事故が少し多いのかなというふうに思われるんですが、緊急雇用など現場における臨時雇用、これも多いわけでありまして。それぞれの所管課があると思うんですが、所管課では一応どのような指揮命令系統でその職員を作業に従事させているのかなと、その点1点だけ伺いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 今回の議案にあります所管である建設課について私のほうから申し上げます。臨時職員、建設課所属の道路維持班、それから緊急雇用の方も含めて毎朝その日の作業内容を全員で確認した上で、作業に必要な事項についても確認しながら作業に従事するようしております。作業に当たりましては、当然その従事者の安全確保のための装備はもちろんでございまして、その作業に当たって周辺を通る車、あるいは人についても、通行人についても、注意しながら作業を進めておりました。ただ、その今回事故が起きました草刈り作業によるその飛び石、これで事故が起きたというケースが今回初めてであります。このことから、今後については議案でも申しあげましたように、草刈り作業時にはシートやネット、そういうものを使いまして飛散の防止を講ずることといたしております。池田議員からは、この種の事故が多いというようなことでありますけれども、過去に損害賠償が発生したものは、グレーチングの飛びはね、あるいは道路の陥没による車両に損害を与えたもので、作業員による賠償が生じた事故は今回が初めてであることを御理解いただきたいと思います。以上であります。

【17番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（佐藤文昭君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第96号の質疑を終わります。

次に、議案第97号平成22年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので順次発言を許します。始めに5番竹内賢議員。

●5番（竹内賢君） 1点目は確認ですけれども、17ページの2-1-1です。一般管理費の代替運行バス時刻表の製作委託料26万8,000円についてです。冬期運行時刻が10月4日から大竹線と上郷線について行われております。この冬期運行の時刻が開始になった、これに基づいての時刻表の製作委託なのかであります。

2点目は10-4-10、これは白瀬南極探検隊記念館管理費の需用費の燃料費80万円の増額補正についてですが、説明の私のメモでは冷房の灯油代と公用車のガソリン代と説明されておりました。当初予算で光熱水費は200万円、燃料費は114万2,000円計上されています。いずれ光熱費と燃料費は別々に経理されているのではないですか、この点について伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤隆一君） 17ページの2款1項1目13節代替運行バス停時刻表製作委託料の26万8,000円についてお答えをいたします。この委託料は平成23年4月1日からの本格運行に向けた新しいバス

停時刻表を製作するためのものがございます。3月補正では時間的に間に合わないことから12月で補正をお願いするものがございます。御指摘のとおりに大竹線と上郷線については、冬期運行時間を導入しておりますが、こちらの時刻表は7月26日に開催された第5回臨時会で御承認をいただきました補正第2号の代替運行バス停時刻表作成委託料で作成させていただいております。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育次長。

●教育次長（佐藤知公君） 竹内議員の質疑内容についてお答えいたします。竹内議員の質疑内容のとおり、光熱費と燃料費は別々に経理されております。会計処理において光熱費は電気料、水道料、ガス料金等が支払われております。燃料費は車の燃料代、それから暖冷房の燃料代、これが支払われております。このたびの補正内容は、先ほど冷房と竹内議員はおっしゃいましたけれども、説明の中では冷暖房と説明したつもりでおりますけれども、その冷暖房の灯油及び公用車燃料の補正をお願いしているものでありまして、燃料費のほうで支払うものであります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 一般会計補正予算ですが、一つ目、民生費負担金の滞納があつて後から入ってくると、こういう状況があるわけですが、その状況の内容について若干の説明をお願いします。

それから、16ページの雑入のところに光ファイバー使用料というのが入っておりますが、これ何か規定があるのかどうかということと、どういう場所なのかということですが、18ページに逆に今度はNTTの管路使用料ということで支払っていかねばいけないと、こういうことになっていきます。これは二つ関連あると思って質問するんですが、払うものと入ってくるものとの相対にはどうなるのかとか、あるいは距離とか場所は、この部分は使用料を払うのだと、あるいはこの部分は入ってくるのだというふうに、まず確定していない部分もあるかもしれません、今、工事中とか、これから工事ということもあるんで、わかる範囲でその関係がどうなっているのかということについてお尋ねします。

それから22ページの老人福祉費の長寿祝金、余り補正というのはなくてもいいのかなと思っておりますが、今回補正出ています。補正は必要に応じてやるわけで、これはいいわけですが、当初で見込めなかったのかなという疑問がちょっとありますので、その点についてお尋ねします。

それから最後、介護保険事業費の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金ということで、説明ではスプリンクラーというふうな話がありましたけれども、何々に使うべきだとか、そういうその枠があるのかどうか、その点についてお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（木内利雄君） 村上議員の質問にお答えいたします。始めに、11ページの保育園保護者負担金の滞納状況についてでございます。今年度当初の滞納額は、平成20年度以前分、これが700万8,300円、これと平成21年度の収入未済額267万1,880円を合わせました合計968万180円となっております。今回の補正では、保育料の過年度滞納繰越分として349万9,000円、当初の存置の1,000円と合わせて350万円の予算計上をさせていただきますが、11月末現在の滞納繰越分の徴収額は328万3,490円となっております。このため、今後の収納も見込んだ補正としておるものがございます。

このため11月末の滞納額は639万6,690円と現在なっております。

次に、長寿祝金の補正についてでございますが、当初予算の見積りに当たりまして100歳の長寿祝金の対象者を年度ではなく、まことに申し訳ございませんが年単位で算定しておりました。このため当初予算では100歳の方を5人としておりましたが、実際100歳の対象者が8人ございまして、3人分の90万円が不足することになります。しかしながら、100歳以外の長寿祝金につきましては、敬老式の際に既に全員にお渡ししておりますので、対象者の異動などによりまして残った分を差し引いたものを今回補正させていただいておるところでございます。

次に、22ページの地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の使途についてでございますが、事業の実施内容が既存の小規模福祉施設へのスプリンクラー等整備事業とされておりました。認知症グループホームのスプリンクラーの設置、自動火災報知機設備及び消防機関への通報に関する火災報知設備を設置するためのものに限られてございます。今年度から275平方メートル未満のものが対象となったものでございます。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤隆一君） お答えをいたします。16ページ、20款4項6目雑入の中と光ファイバー使用料230万4,000円の規定、内容についてでございます。市が敷設しました光ファイバー網のNTTへの貸出料金は、NTT東日本との間に締結する光ファイバー新線等の賃貸借に関する契約、これによりまして保守管理費、施設使用料、災害復旧費などに要する経費を基礎として算出されることになっております。このことに基づきまして1月4日から3月31日分までの使用料を算出しますと、光ファイバーの保守管理費が60万1,000円、NTT局社内の接続料、NTT地下管路使用料、電力柱・NTT柱使用料などの施設使用料が166万6,000円、災害復旧のための災害保険料が3万8,000円となりまして、総額では230万4,000円ほどになるものでございます。

次に、18ページ、2款1項9目企画費14節の各種使用料209万7,000円と今説明しました光ファイバー使用料230万4,000円との関連についてでございます。これまで光ファイバー新線等の賃貸借に関する契約、いわゆるIRU契約におきましては、施設の維持管理費用は施設の貸出料金で相殺されるという具合に説明をしてきたところでございまして、今回の出と入りの関係も、基本的には相殺関係にあります。12節保険料の3万8,000円、13節光ファイバー保守委託料の60万1,000円、14節各種使用料209万7,000円のうち、1月4日から3月31日までの分が166万6,000円、総額では230万5,000円となりまして、入りである光ファイバー使用料と相殺となるものでございます。各種使用料209万7,000円のうち1月3日以前の分が43万1,000円ほどになりますけれども、これは光ファイバーの敷設が完成した箇所について順次維持管理費用が発生してくるということによるものでございます。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 光ファイバーの関係、長寿祝金の関係、それからグループホーム等への交付金の使途、これについてはわかりました。

1点目の滞納状況、これ納めたくとも納めきれないということで大変苦勞している保護者もいるかと思うんです。それで、横の関係で他の税金、あるいは国保税等、そういう滞納との関係もあると

思うんで、その横の関係で収納を図っているというふうには思うんですが、そういうその滞納している方の全体の把握はしているかどうかということだけお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（木内利雄君） 当然ながら保育料ばかりでなく市税についても滞納されておられる方がおられますので、ダブッている方も当然おるわけございまして、その辺の調整は徴収会議等において連絡を密にしながら徴収をしているところでございます。

●議長（佐藤文昭君） 次に、9番佐々木正明議員。

●9番（佐々木正明君） 28ページの2目の商工振興費の開業開店起業化資金貸付金150万円、これについて伺いますけれども、当初予算にも150万円、6月にも150万円の補正、そして今回の150万円の補正、これについてこれまでの実績と、その貸付金が有効に生かされて、そして設立された会社が順調に経営がなされて、むだ金になっていないものかどうか、こういうことを商工振興費として貸付金としてどう評価されているかお伺いします。

それから、2点目として、平成18年で規則が整備されて平成18年当初予算に300万円、平成19年度の当初予算で存置項目の1,000円、そして平成21年度・平成22年度が当初予算で150万円の開店準備資金が貸し付けられて、これは予算として計上されてきましたけれども、例規集の附則を見てみますと、貸付対象者は市内に事業所を設置して離職者を最低1人以上かつ1年以上の継続雇用をする者とありますが、対象事業、所有者など、計画書は十分に検討されて、今までも検討されてきたものかどうか伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） この貸付金については、新規開業または開店を目指しているにかほ市内に居住する起業家に資金の一部を貸し付けすることによって新規に事業を起しやすくすると。また、地域経済の発展及び雇用の確保を図るということを目的にいたしております。今年度の当初予算計上分150万円については、4月の審査会において1件の貸付を決定いたしております。また、6月補正分については、先日12月10日ですか、その日に審査会を同じく開催し、これについての1件の貸し付けを決定したところでありまして、今回の補正については、現在1件の申請がされておられまして、その事業内容等について現在、申請者と詳細を詰めているところであります。この申請に対応するための補正をお願いするものでございます。

次に、実績と評価についてであります。現在までの貸し付けを決定した件数、また、その貸し付けを実際に行ったという件数については現在まで7件あります。

事業評価についてでありますけれども、この制度は市の総合発展計画前期基本計画に掲げているニュービジネスの支援のための施策でありまして、新たに事業を起すことに意欲を持っている方については、市としても応援をしていくものであります。御存じのように既存の事業所であれば、マルに制度といった制度も活用が可能になりますけれども、新規起業家にとってはこのような制度がないことから、この支援制度を活用することによって事業を起しやすくなるのではと思っております。また、その雇用を生む新規起業の推進が図られるものとして私どもは評価いたしております。

次に、対象事業経費等の計画書の検討についてであります。先ほど、審査会で審査をいたしまし

て貸し付けを決定すると申しあげましたけれども、要綱の定めるところによりまして、にかほ市開業及び開店企業化資金貸し付け審査会を開催いたし、申請者からの提出された事業計画書、あるいは資金計画書などを含め一連の申請書類については十分に審査いたし決定を行っているところであります。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 9番佐々木正明議員。

●9番（佐々木正明君） そうしますと、予定者があるようなので、担当部長の予定者があるようなのでという議案説明も理解されますけども、そうしますとこれ、審査会では1人以上雇用とかそういうものはちゃんとその雇用者を計画の中に入っていると、そういうことも確認しているのか、そしてこの予算が通る前にもものを建てたり建設したりいろいろお金を使ってもよいのかどうか、その点についてお伺いします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 雇用の条件については、当然その申請する際の条件になっております。ですから申請書の中にそういう計画が盛り込まれております。当然審査もいたします。

それから、使途ですけれども、貸し付けの対象となる経費とすれば、事業拠点費、これ規則のほうにあるんですけども、事業拠点費、設備費、機械器具費、構築物、あるいは商品化の促進費、原材料費、外注工費、試験検査費といった5項目があります。

●議長（佐藤文昭君） 9番佐々木正明議員。

●9番（佐々木正明君） 私が聞いたのは、補正予算として予算が通る前にそういう事前着工といえますか、着工してもよいのかどうか、それを聞いているんです。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、商工課長。

●商工課長（森孝良君） 私どもの判断としましては、当然今現在、申請書は出ております。今現在の状況については、多分準備段階だという判断と。実際の操業というのはもちろんやっておりません。ですから、今現在申請書は出ていますし、今、審査会にかける前に今その内容について今詰めております。かたまり次第、審査会を通しながら対応していきたいというふうに考えております。

【9番（佐々木正明君）「議長、休憩」と呼ぶ】

●議長（佐藤文昭君） 暫時休憩します。

午前11時15分 休 憩

午前11時16分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 会議を再開します。

産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） その事業をやっているかどうかということではありません。その事業に対して、うちのほうで貸し付けするかどうかということですので、事業についてはあらかじめ準備は進めていて結構だと思っております。

●議長（佐藤文昭君） なお、2番鈴木敏男議員から出ております議案第97号についての質疑は、本人より取り下げの申し出が出ております。

ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第97号の質疑を終わります。
所用のため、11時30分まで休憩とします。

午前11時16分 休 憩

午前11時28分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第98号平成22年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）についてから議案第100号平成22年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてまでの3件について質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第98号から議案第100号までの質疑を終わります。

次に、議案第101号平成22年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。17番池田好隆議員。

●17番（池田好隆君） 議案第101号でございます。説明では国による交付金の減額、それによって8,140万円の減額と、こういうことでございます。それで二つばかりお伺いします。

第1点は、来年度以降のこの財源の見通しはどうかという点であります。

それから第2点は、下水道事業の整備関係ですが、事業全体に与える影響はどういうものかということと、下水道事業の最終の完了年度、これが何年になるのかなということ、以上2点お伺いします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 今年度の国の補助金の削減等がありまして、平成23年度についてはどうなるのかということをお伺いしたところであります。あくまでも予測でありますけれども、下水道事業にかかわらず公共事業そのものが厳しい予算配分になる可能性があるということでありました。

次に、事業全体に与える影響及び最終完了年度についてであります。計画では平成37年度を完成と予定しております。このように国の予算が要望どおりつかないとすると、計画どおりの事業推進はできなくなることから、完成年度についても大幅に延びる可能性があると思っております。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 17番池田好隆議員。

●17番（池田好隆君） 最終の完了年度が大幅に延びるとするのは、まず分かりましたが、この当初の最終年度平成37年度、こういうふうにとらえておったわけですが、この地域といいますか、それをできればお教えいただきたいなど、こう思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、建設課長。

●建設課長（佐藤正君） それでは私のほうからお答えいたします。地域でありますけれども、今現在にかほ市の整備が残っているものが全部で302ヘクタールあります。事業費で37億円でありまして、象潟地区が134ヘクタール、それから金浦地区、こちらは21ヘクタール、仁賀保地区が146ヘクタールがあります。いずれ当初計画でありまして、これからいろいろと見直し等を進めて、なるべく早くできるようにはしたいなと思っているところであります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第101号の質疑を終わります。

次に、議案第102号平成22年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてから議案第104号平成22年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの3件について質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第102号から議案第104号までの3件の質疑を終わります。

日程第19、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第97号の審査のため、議長を除く19人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、年長議員から司会をお願いします。12番村上次郎議員。

しばらく休憩します。

午前11時34分 休憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（19名）

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐々木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐々木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	18 番	佐 藤 元
19 番	齋 藤 修 市		

.....

議会事務局職員

議会事務局長	細 矢 宗 良	班長兼副主幹	佐 藤 正 之
副 主 幹	佐々木 孝 人		

.....

説 明 員

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	齋 藤 隆 一
市民福祉部長	木 内 利 雄	産 業 建 設 部 長	佐 藤 家 一
教 育 次 長	佐 藤 知 公	ガ ス 水 道 局 長	阿 部 誠 一
消 防 長	下 居 和 夫	会 計 管 理 者	森 鉄 也
総務部総務課長	阿 部 均	企 画 情 報 課 長	齋 藤 均
財 政 課 長	須 藤 金 悦	象 潟 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長	齋 藤 正 司
仁賀保市民サービスセンター長	伊 藤 秀 一	金 浦 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長	佐々木 悦 子
子育て長寿支援課長	齋 藤 美 枝 子	農 林 水 産 課 長	金 子 勇 一 郎
商 工 課 長	森 孝 良	観 光 課 長	武 藤 一 男
建 設 課 長	佐 藤 正	白 瀬 南 極 探 検 隊 記 念 館 長	北 村 正

消防本部消防次長
兼 総務課長 阿 曾 時 秀

.....
午前11時34分 開 会

●年長委員（村上次郎君） にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することにいたします。

ただいま出席している委員は19人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に17番池田好隆委員を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、7番宮崎信一委員を推薦します。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●年長委員（村上次郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には17番池田好隆委員、副委員長には7番宮崎信一委員が決定しました。

17番池田好隆委員、7番宮崎信一委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

以上をもちまして私の職務を終了します。

暫時休憩します。

午前11時36分 休 憩

午前11時37分 再 開

【一般会計予算特別委員長（池田好隆君）が議事をとる】

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

委員長に指名された池田でございます。

一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第97号をそれぞれの一般会計予算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（池田好隆君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上で一般会計予算特別委員会を散会します。

午前 11 時 37 分 散 会

.....

午前 11 時 38 分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 20、議案及び請願・陳情の付託を議題とします。

ただいま議題となっています議案第 88 号から議案第 104 号までの 17 件は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計予算特別委員会に付託します。

次に、請願第 1 号及び陳情第 10 号から陳情第 17 号までの 9 件は、お手元に配りました請願文書表及び陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第 21、請願の紹介を議題とします。

今定例会に提出された請願第 1 号後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書提出を求める請願の紹介を求めます。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

●12 番（村上次郎君） あらかじめ配付されておりました請願第 1 号の提案の前に訂正がありますので、よろしくお願ひします。前文の「年齢によって」から 4 行目、天引き保険料を払えない高齢者の「保険料」を取り上げられるとありますが、ここは「保険証」の間違いでしたので、訂正をお願いいたします。

それでは、請願第 1 号を説明します。

後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める請願です。

前文は省略させていただき、「記」と書いた 4 項目について、若干の説明をさせていただきたいと思ひます。

1 番、後期高齢者医療制度は速やかに廃止し、元の保険制度に戻すこと。これは、本来であれば民主党が野党時代でも他の野党と一緒に廃止すべきだというふうにして参議院で可決したものです。ですから、当然政権交代によって後期高齢者医療制度は廃止するというふうになるべきものを、今ずるずると新しいものをつくるというふうにして、いろいろ制度をいじっておりますけれども、その根源となる 75 歳以上の人を別会計にするということですから、別会計で 75 歳以上の人が増えていく、医療費が増えていくということになると、どうしても医療費がかかり増しになっていくと、こういう問題をはらんでおりますので、元の保険制度に戻して、そして改善をしていくということが必要だというのが 1 番の内容です。

2 番、保険料の負担増が生じないよう、国民健康保険への国庫負担金を増やすことなど必要な財政措置を講ずること。これは、これまでも一般質問、あるいは反対討論などでも述べてきましたけれども、国保法を改悪して国庫負担率が医療費の 45%だったのが 38.5%に下げられました。そして、その後もいろいろ下げられて、結局現在の国保の総収入に占める国庫支出というのは 49.8%から 30.4%までに減っています。ですから、これを元へ戻すと、段階的に元へ戻していくということが必要ではないかというのが第 2 項です。

3 番、70 歳から 74 歳の高齢者の医療費窓口負担を原則 1 割にすること。実は後期高齢者医療制度

がスタートしたときに余り批判が多かったので、70歳から74歳の人も2割に負担を増やすということを出されましたが、それが批判を受けて当面1割のままでいくというふう到现在までなっています。しかし、今、民主党政権下で進められている内容は、70歳から74歳までを2割にしていくと、こういうことが提案されておりますので、元へ戻して、少なくとも現在のままでいってもらいたいというのが3番目です。

4番、国庫負担を増やし、75歳以上高齢者の医療負担の医療費窓口負担をなくすこと。かつて医療費が高齢者無料の時期が10年ぐらい続きました。これが改悪されて今は負担があつて、さらに負担を増やそうというふうにしていますが、国庫負担の関係などでこれを改善していただきたいというのが4番目の内容です。

委員会付託になると思うわけですが、何とぞよろしく御審議をし、採択くださるよう、よろしくをお願いします。

●議長（佐藤文昭君） これで請願の紹介を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変御苦勞さまでございます。

午前11時44分 散 会
